

第16回大学入学者選抜協議会  
(令和6年10月4日) 資料

# 大学入学者選抜における 個別学力検査の試験期日等について

## (1) 個別学力検査の試験期日について

- ✓ 国公私立大学及び高校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会の協議・合意の上決定する「令和7年度大学入学者選抜実施要項」において、個別学力検査の試験期日等を以下のとおり定めている
- ✓ 各大学においては、一般選抜のみならず総合型選抜や学校推薦型選抜において個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）を課す場合、その試験期日は「令和7年2月1日から3月25日までの間」とすることが求められる

**【抜粋】令和7年度大学入学者選抜実施要項（令和6年6月6文科高第299号高等教育局長通知）**

### 第4 試験期日等

2 第6の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、次により適宜定める。

#### (1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間

なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。
- (3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで

3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- ✓ 試験期日等の遵守について、過去に大学入学者選抜協議会として通知を発出するとともに、入学者選抜担当者向けの連絡会議において文部科学省からも周知を図っている

令和4年度入学者の選抜を実施する全ての大学長へ

令和3年6月11日  
大学入学者選抜協議会

**総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等の遵守についてのお願い**

大学入学者選抜の実施に関する基本的事項については、毎年、高等学校・大学関係者等による協議を経て、文部科学省より大学入学者選抜実施要項として大学、高等専門学校等に通知されてきましたが、文部科学大臣の下に設置されている「大学入試のあり方に関する検討会議」において、常設の協議体の設置が重要であるとの議論が行われていることを踏まえ、高等学校・大学関係団体の代表者等を構成員とする常設の「大学入学者選抜協議会」が、本年5月14日付けで設置（文部科学事務次官決定）されました（別添参照）。

既に各大学には、本協議会において協議・合意した「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）が通知されていますが、全国高等学校長協会等から、総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等について、各大学は実施要項で決められている日程等を遵守するよう、文部科学省に要望が寄せられています。

それを受け、本協議会では対応方策について協議を進めているところですが、その中で、実施要項で決められている日程等が守られていない大学が散見されることに加え、出願前のエントリーによって出願の時期が実質的に前倒しされていたり、出願可否の通知などによる実質的な選抜や合格発表が行われていたりするのではないかといった指摘もありました。

協議会としては引き続き、本件について協議を行っていくこととしていますが、本協議会が合意した令和4年度大学入学者選抜の試験期日等は下記の通りであり、これは、高等専門学校教育の健全な発展を阻害することのないよう、高等学校・大学関係団体の代表者が合意した日程であります。各大学におかれましては、下記の日程を遵守するとともに、上述のような受験生やその保護者をはじめ社会全体から疑念を抱かれるおそれのある入学者選抜は厳に慎むこととし、学長のリーダーシップのもと、適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。

記

○総合型選抜 入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表

○学校推薦型選抜 入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い時期）に発表

### 試験期日等の遵守について

✓ 「令和7年度大学入学者選抜実施要項」に基づき、**以下の試験期日等により入学者選抜を実施することが求められる。**

**<総合型選抜>**

- ・入学願書受付：令和6年9月1日（日曜）～
- ・判定結果発表：令和6年11月1日（金曜）～

**<学校推薦型選抜>**

- ・入学願書受付：令和6年11月1日（金曜）～
- ・判定結果発表：令和6年12月1日（日曜）～一般選抜の試験期日の10日前（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）

**<個別学力検査（一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜）>**

- ・入学願書受付：試験期日に応じて定める
- ・試験期日：令和7年2月1日（土曜）～3月25日（火曜）  
 ※ 小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法は試験期日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮すること
- ・合格者の決定発表：～令和7年3月31日（月曜）

**主に総合型選抜及び学校推薦型選抜における留意点**

✓ 同要項において、入学者選抜における入試方法は「調査書の内容、個別学力検査又は大学入学共通テスト、小論文、入学志願者本人の記載する資料等を（中略）組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する」と定めている。

✓ この**入試方法による実際の選抜行為（名称は問わないため、例えば「エントリー」等も含む。）**や入学志願者の評価・判定は、上掲の**入学願書受付日以降に行なうことが求められる。**

✓ なお、**出願要件となるものは、上述「この入試方法による実際の選抜行為」にはただちに当たらず、出願開始日以前の実施を妨げるものではないが、実際の選抜行為と誤認を与えるようなものならないよう留意すること。**

(例) 出願要件として課題や大学の講義の受講を求めるごとや、その成績が一定水準以上であることを求めること  
 ※ 出願要件として実施する内容については、設定理由含め受験生に事前に広く周知する等、丁寧に対応することが求められる。  
 また、成績を出願後の評価（加点）に利用する場合は、募集要項への明記が必要となる点にも併せて留意すること。

**御不明点などある際は、文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室へご連絡ください。**

### ▲ 試験期日等の遵守について（令和6年6月28日 令和6年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会 配付資料）

▲ 総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等の遵守についてのお願い  
 （令和3年6月11日 大学入学者選抜協議会）

## (2) 総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置

- ✓ あり方検討会議の提言等を踏まえ、学力の適切な把握を伴った形で総合型選抜・学校推薦型選抜を行うことが求められる

### ■ 大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）（抄）

#### 3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進

##### （2）総合型選抜・学校推薦型選抜における学力の適切な把握

- ・ 総合型選抜は入学志願者本人の記載する資料を積極的に活用する選抜形態であり、学校推薦型選抜は出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料とする選抜形態であるが、一部に学力不問となっているとの指摘があったことから、大学入学者選抜実施要項においては、大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価することを求めてきている（いわゆる学力把握措置の実施）。
- ・ 今般実施した実態調査によれば、これらの選抜区分において、調査書における各科目的評定平均に加え、大学入試センター試験の成績、レポートや小論文、面接、討論、口頭試問、プレゼンテーション、生徒の探究的な学習の成果等に関する資料、模擬講義、事前課題、各種の資格・検定試験の結果など多様な資料が活用されている。
- ・ 「大学入学者選抜に求められる原則①」（当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定）を踏まえれば、総合型選抜・学校推薦型選抜の推進に当たっては、引き続き、学力の適切な把握を伴った形で行うことが必要である。

## ■ 平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）（平成30年10月 30文科高第370号高等教育局長通知）（抄）

### I. 大学入学者選抜に係る新たなルールについて

#### 2. 各区分の在り方の見直し

##### （2）実施面

###### ＜出願・合格発表時期＞

###### ○ 総合型選抜（現行、AO入試）

学力の3要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間を考慮するとともに、高等学校教育や本人の学習意欲への影響等の観点から、教育上、より適切な出願時期とすることや、学校推薦型選抜の出願時期も考慮し、「出願時期：9月以降（現行：8月）」「合格発表時期：11月以降」とする。

###### ○ 学校推薦型選抜（現行、推薦入試）

高等学校の推薦を踏まえ、学力の3要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間を考慮するとともに、AO入試との関係も考慮し、「出願時期：11月以降（現行通り）」「合格発表時期：12月以降」とする。

###### ＜教科・科目に係るテストの実施時期＞

###### ○ 実施時期は、学年暦との関係を踏まえ、「2月1日～3月25日まで」とする。

※現行の「2月1日～4月15日まで」から変更

###### ○ 合格発表時期は、学年暦との関係を踏まえ、「3月31日まで」とする。

※現行の「4月20日まで」から変更

※学校推薦型選抜については一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で「大学入学共通テスト」を活用する場合は前日までのなるべく早い期日）とする

###### ＜教科・科目の履修を前提としない評価方法＞

###### ○ 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法（小論文等）、プレゼンテーション、口頭試問、実技等については、教科・科目に係るテストが実施可能となる2月1日よりも前から実施が可能であることを明確化する。

# ■ 令和7年度大学入学者選抜実施要項（令和6年6月 6文科高第299号高等教育局長通知）（抄）

## 第3 入試方法

### （2）総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ①～② （略）
- ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等\*のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 \*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。

### （3）学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

- ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。
- ② （略）

## 第6 学力検査等

### 1 個別学力検査

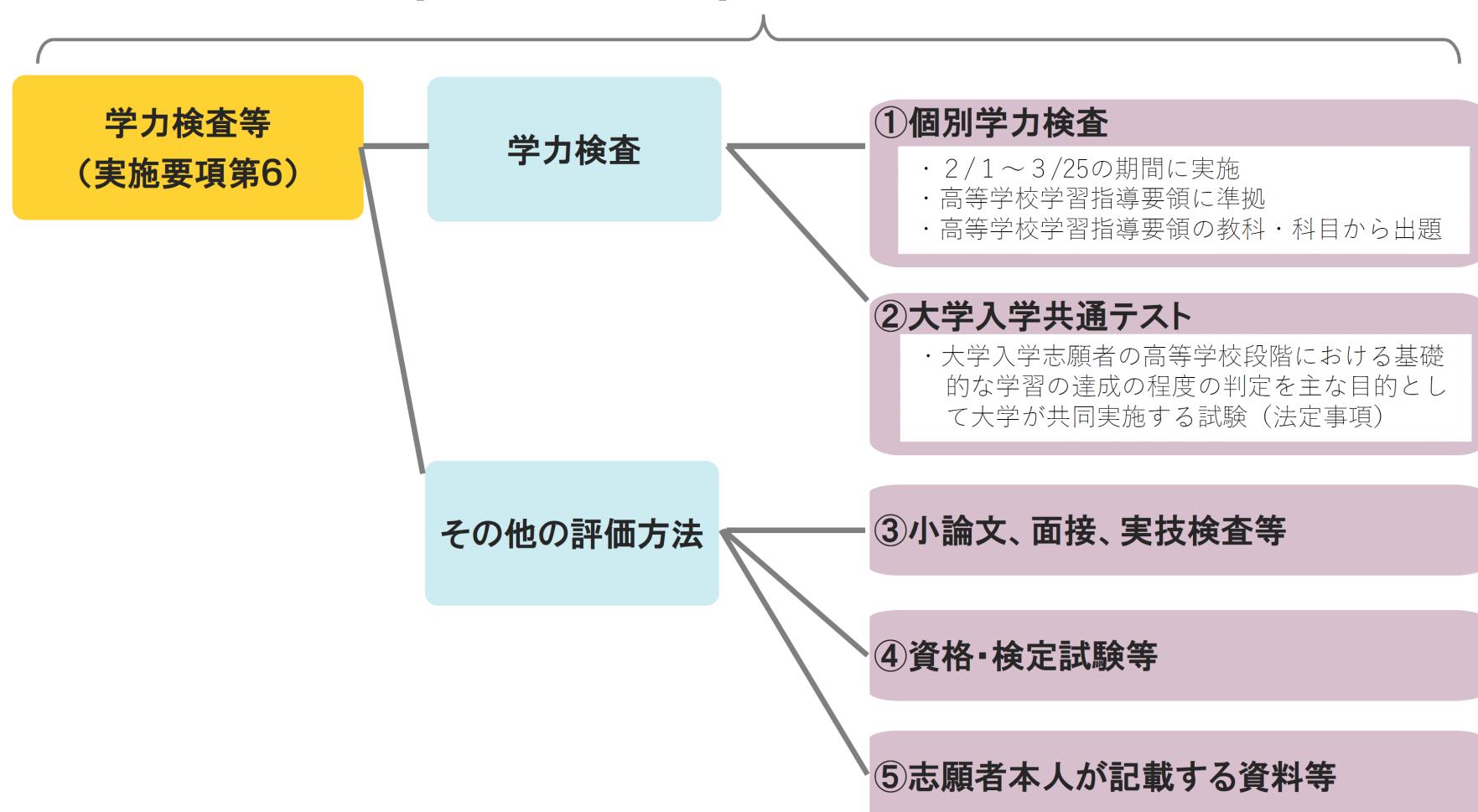
- (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。  
なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

## 大学入学者選抜実施要項における「学力検査」

- 大学入学者選抜の基本的事項を定める「大学入学者選抜実施要項」の「学力検査」とは、「各大学が実施する学力検査（＝「個別の学力検査」）」及び大学が共同で実施する「大学入学共通テスト」のことをいう。

«補足1»実施要項第6の「学力検査等」は、**調査書に加え**、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するための主な手段を列挙。

«補足2»「個別学力検査」と「大学入学共通テスト」だけが学力を評価する手段ではないことに留意が必要。



### (3) 本日御議論いただきたい内容

#### 前 提

一般選抜のみならず総合型選抜や学校推薦型選抜において個別学力検査（各教科・科目に係るテスト）を課す場合、その試験期日は2月1日以降

#### 本日御議論いただきたい観点の例

- ✓ 高等学校教育に対する影響や入学志願者の負担・視点も踏まえた、  
**総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置の実施に関する工夫や留意すべき事項**（出題範囲やそれを踏まえた実施タイミング等）

※ なお、あり方検討会議における報告書では「大学・高等学校関係者で協議する必要があると提言されている事項」の「中長期的な検討課題」のなかに、以下のものがある。

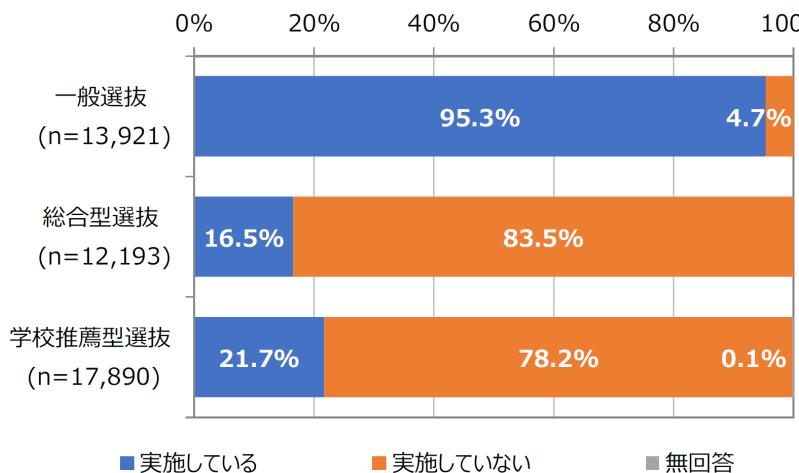
- ・「高校生のための学びの基礎診断」の検証を踏まえつつ、いわゆる基礎学力テストの可能性
- ・将来的な入試日程のあり方

本日の御議論及び後日各団体へ意見照会を行い、その内容を踏まえながら、総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置の実施にあたり留意すべき事項等について本会議で議論を進めることとしたい

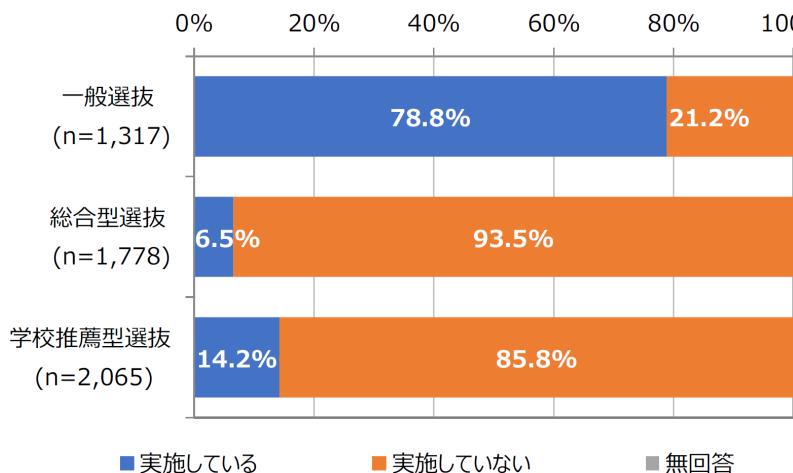
# (参考) 個別学力検査の実施状況

- ✓ 総合型選抜では約17%、学校推薦型選抜では約22%の区分で個別学力検査を実施

図表 5-9 個別学力検査実施の有無（共通テストの利用なし・大学・n = 44,004）



図表 5-10 個別学力検査実施の有無（共通テストの利用なし・短期大学・n = 5,160）



図表 5-14 合否判定に利用する個別学力検査の科目数

入試方法	国公私	(共通テストの利用なし・大学・n = 19,173)										平均科目数
		1科目	2科目	3科目	4科目	5科目	6科目	7科目	8科目	9科目	無回答	
一般選抜	国立大学 (n=0選抜区分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立大学 (n=0選抜区分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立大学 (n=13,273選抜区分)	7.6%	50.3%	40.1%	1.6%	0.4%	0.02%	-	-	-	-	2.4
総合型選抜	国立大学 (n=73選抜区分)	43.8%	32.9%	21.9%	1.4%	-	-	-	-	-	-	1.8
	公立大学 (n=17選抜区分)	88.2%	11.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1
	私立大学 (n=1926選抜区分)	51.9%	36.9%	10.3%	0.5%	0.3%	0.2%	-	-	-	-	1.6
学校推薦型選抜	国立大学 (n=43選抜区分)	79.1%	20.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2
	公立大学 (n=93選抜区分)	68.8%	17.2%	11.8%	2.2%	-	-	-	-	-	-	1.5
	私立大学 (n=3,748選抜区分)	44.8%	48.9%	5.6%	0.6%	0.1%	-	-	-	-	-	1.6

※ n は、共通テストを利用し、かつ個別学力検査を課す選抜区分のうち、合否判定に利用する個別学力検査の科目数が 1 ~ 9 の選抜区分

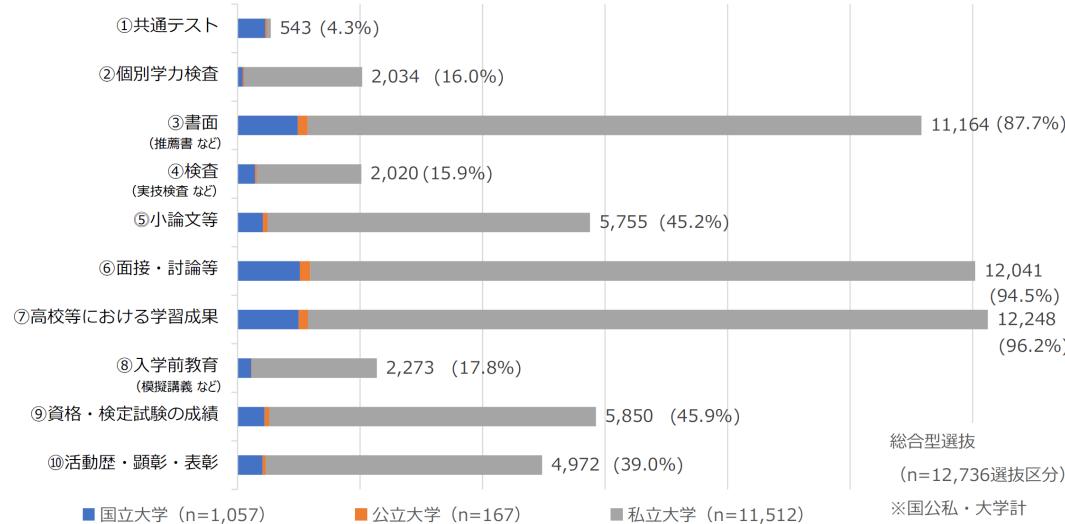
図表 5-15 合否判定に利用する個別学力検査の科目数

入試方法	公私短大	(共通テストの利用なし・短期大学・n = 1,448)										平均科目数
		1科目	2科目	3科目	4科目	5科目	6科目	7科目	8科目	9科目	無回答	
一般選抜	公立短期大学 (n=17選抜区分)	5.9%	88.2%	5.9%	-	-	-	-	-	-	-	2.0
	私立短期大学 (n=1,021選抜区分)	56.8%	38.7%	4.0%	0.1%	0.4%	-	-	-	-	-	1.5
総合型選抜	公立短期大学 (n=0選抜区分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	私立短期大学 (n=116選抜区分)	81.0%	12.1%	6.9%	-	-	-	-	-	-	-	1.3
学校推薦型選抜	公立短期大学 (n=6選抜区分)	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0
	私立短期大学 (n=288選抜区分)	63.9%	29.9%	6.3%	-	-	-	-	-	-	-	1.4

※ n は、共通テストを利用し、かつ個別学力検査を課す選抜区分のうち、合否判定に利用する個別学力検査の科目数が 1 ~ 9 の選抜区分

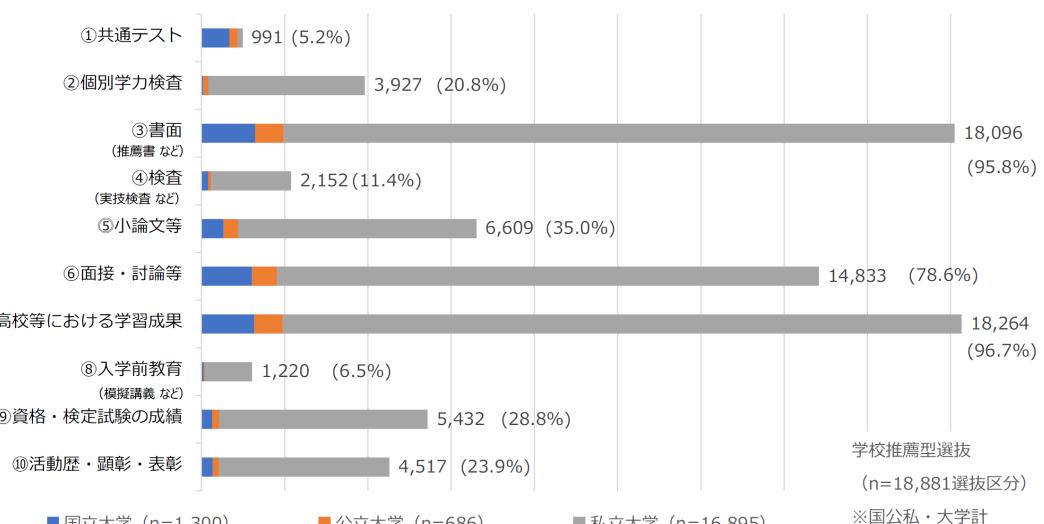
## 5-24 総合型選抜における学力把握措置

図表 5-68 総合型選抜における学力把握措置（大学・複数回答）

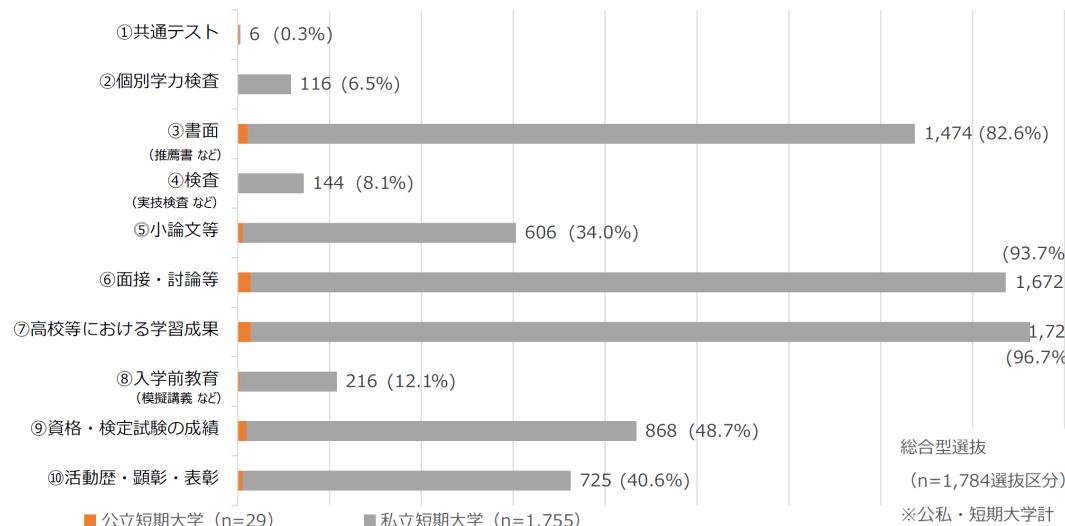


## 5-25 学校推薦型選抜における学力把握措置

図表 5-71 学校推薦型選抜における学力把握措置（大学・複数回答）



図表 5-69 総合型選抜における学力把握措置（短期大学・複数回答）



図表 5-72 学校推薦型選抜における学力把握措置（短期大学・複数回答）

